

都営住宅電気設備工事共通仕様書（令和元年 10 月） 追補版

凡例：_____下線部が追加・変更箇所

第 1 章 一般共通事項

第 1 節 一般事項

1.1.7
契約不適合の
修補

- 1 工事請負契約約款に約定する契約不適合の修補について、住宅及び附帯施設の部分は、その管理業務を受託している東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が請求を代行する。
- 2 工事請負契約約款に約定する契約不適合の修補について、住宅及び附帯施設以外の併存施設部分は、都が直接請求する。この場合において、次の 3 から 5 までにおいて、「住宅」とあるのは「併存施設」とし、「公社」とあるのは「住宅政策本部」と読み替えて適用する。
- 3 受注者は、住宅の引渡し時に、契約不適合の修補連絡担当責任者届を公社に提出する。
- 4 受注者は、住宅の引渡しに当たり公社係員の点検を受けた場合において、当該住宅に契約不適合があるときは、破損箇所報告書により指定される日までに修補を完了し、公社係員の確認を受けなければならない。
- 5 受注者は、住宅の引渡し後、公社から契約不適合の修補の請求を受けたときは、速やかに修補を行い、公社の指定する管理人又は居住者の確認を受け、公社に報告しなければならない。

都営住宅電気設備工事共通仕様書 (R1.10) 追補版 (R2.4.1) 新旧対照表

頁	改定 (新)		現行 (旧)		摘要
P.2	1.1.7 契約不適合の 修補	<p>第1章 一般共通事項</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>1 工事請負契約約款に約定する<u>契約不適合</u>の修補について、住宅及び附帯施設の部分は、その管理業務を受託している東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が請求を代行する。</p> <p>2 工事請負契約約款に約定する<u>契約不適合</u>の修補について、住宅及び附帯施設以外の併存施設部分は、都が直接請求する。この場合において、次の3から5までにおいて、「住宅」とあるのは「併存施設」とし、「公社」とあるのは「住宅政策本部」と読み替えて適用する。</p> <p>3 受注者は、住宅の引渡し時に、<u>契約不適合</u>の修補連絡担当責任者届を公社に提出する。</p> <p>4 受注者は、住宅の引渡しに当たり公社係員の点検を受けた場合において、当該住宅に<u>契約不適合</u>があるときは、破損箇所報告書により指定される日までに修補を完了し、公社係員の確認を受けなければならない。</p> <p>5 受注者は、住宅の引渡し後、公社から<u>契約不適合</u>の修補の請求を受けたときは、速やかに修補を行い、公社の指定する管理人又は居住者の確認を受け、公社に報告しなければならない。</p>	1.1.7 瑕疵の修補	<p>第1章 一般共通事項</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>1 工事請負契約約款に約定する<u>瑕疵</u>の修補について、住宅及び附帯施設の部分は、その管理業務を受託している東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が請求を代行する。</p> <p>2 工事請負契約約款に約定する<u>瑕疵</u>の修補について、住宅及び附帯施設以外の併存施設部分は、都が直接請求する。この場合において、次の3から5までにおいて、「住宅」とあるのは「併存施設」とし、「公社」とあるのは「住宅政策本部」と読み替えて適用する。</p> <p>3 受注者は、住宅の引渡し時に、<u>瑕疵</u>の修補連絡担当責任者届を公社に提出する。</p> <p>4 受注者は、住宅の引渡しに当たり公社係員の点検を受けた場合において、当該住宅に<u>瑕疵</u>があるときは、破損箇所報告書により指定される日までに修補を完了し、公社係員の確認を受けなければならない。</p> <p>5 受注者は、住宅の引渡し後、公社から<u>瑕疵</u>の修補の請求を受けたときは、速やかに修補を行い、公社の指定する管理人又は居住者の確認を受け、公社に報告しなければならない。</p>	工事請負契約 標準約款の改 正に伴う改正